

有料道路の料金を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和元年9月27日

静岡県道路公社理事長 矢野 弘典

1 対象道路

伊豆中央道、修善寺道路及び浜名湖新橋

2 変更事項

料金の一部を次のように改める。

有料道路「伊豆中央道」

(旧) (通行1台1回につき 単位：円)

車種 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
全線	160	200	200	330	570	20

(新) (通行1台1回につき 単位：円)

車種 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
全線	160	200	200	340	580	20

有料道路「修善寺道路」

(旧) (通行1台1回につき 単位：円)

車種 区間 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線	160	200	200	330	570
A区間	100	100	100	200	310
B区間	60	100	100	130	260

(新) (通行1台1回につき 単位：円)

車種 区間 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線	160	200	200	340	580
A区間	110	110	110	210	320
B区間	50	100	100	130	260

浜名湖新橋有料道路

(旧)

(通行1台1回につき 単位：円)

車種 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
全線	160	200	260	360	570	20

軽車両等の内、自転車については設定しない。

(新)

(通行1台1回につき 単位：円)

車種 料金の額	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
全線	160	210	270	370	580	20

軽車両等の内、自転車については設定しない。

3 変更年月日 令和元年10月1日